

# NPO法が一部改正されます ～平成 29 年 4 月 1 日施行～

## 法人制度に関する変更

- ① 認証申請の縦覧期間が現行の 2 か月から 1 か月へと短縮されます。
- ② 貸借対照表の公告が必要になります。(施行：公布の日から起算して 2 年 6 か月以内)

前事業年度の貸借対照表の作成後、次の①～④の方法のうち定款で定める方法により公告しなければならなくなるため、次のうち①以外を選択する NPO 法人で定款の変更手続きが必要

**公告方法** ①官報に掲載する方法 ②日刊新聞紙に掲載する方法 ③電子公告(ホームページ)  
④公衆の見やすい場所に掲示する方法 (電子公告は内閣府ポータルサイトも含む)

これに関連して、現行では毎事業年度必要である資産総額の法務局への登記が不要になります。

- ③ 内閣府ポータルサイトにおける情報提供が拡大されます。
- ④ 事業報告書等を備え置く期間が延長されます。

NPO 法人が事業報告書等を事務所に備え置かなければならない期間が、現行の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長されるとともに、所轄庁において閲覧・謄写できる事業報告書等書類が、現行の「過去 3 年間に NPO 法人から提出を受けたもの」から「過去 5 年間に NPO 法人から提出を受けたもの」に拡大されます。

## 認定 NPO 法人・仮認定 NPO 法人・三重県指定 NPO 法人に関する変更

1. 海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出が不要となります。  
事前提出に代わり、送金等の金額にかかわらず毎事業年度 1 回の事後提出となります。
2. 役員報酬規程等を備え置く期間が延長されます。  
事業報告書等を備え置く期間の延長と同様に延長されます。所轄庁において閲覧・謄写できる役員報酬規程等書類についても同じく延長されます。
3. 「仮認定」NPO 法人の名称が「特例認定」NPO 法人に改められます。



## NPO 法の一部改正に関する説明会のお知らせ

下記の日程で説明会を開催します。ぜひご参加ください。(1 時間程度予定)

- |       |                     |              |                     |
|-------|---------------------|--------------|---------------------|
| ■ 四日市 | 平成 29 年 3 月 2 日 (木) | PM 7 : 0 0 ~ | 県四日市庁舎 1 階第 11 会議室  |
| ■ 津   | 平成 29 年 3 月 3 日 (金) | PM 7 : 0 0 ~ | アスト津 3 階ミーティングルーム A |
| ■ 伊勢  | 平成 29 年 3 月 6 日 (月) | PM 6 : 0 0 ~ | 県伊勢庁舎 4 階 402 会議室   |
| ■ 伊賀  | 平成 29 年 3 月 7 日 (火) | PM 6 : 0 0 ~ | 県伊賀庁舎 4 階第 6 会議室    |
| ■ 尾鷲  | 平成 29 年 3 月 9 日 (木) | PM 3 : 0 0 ~ | 県尾鷲庁舎 2 階 201 会議室   |

H P 「NPO 法の改正情報 (平成 28 年 NPO 法の改正について)」

<http://www.pref.mie.lg.jp/NPO/>

問い合わせ先 三重県男女共同参画・NPO 課 NPO 班

電話 059-222-5981 FAX 059-222-5984 メールアドレス : seiknpo@pref.mie.jp